

保育の必要性の認定について

1. 保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(子ども・子育て支援法19条等)

【参考】認定区分

19条1項1号に該当する場合:教育標準時間認定

19条1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定

19条1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

(19条1項2号・3号に該当する場合:保育認定)

<主なご意見>

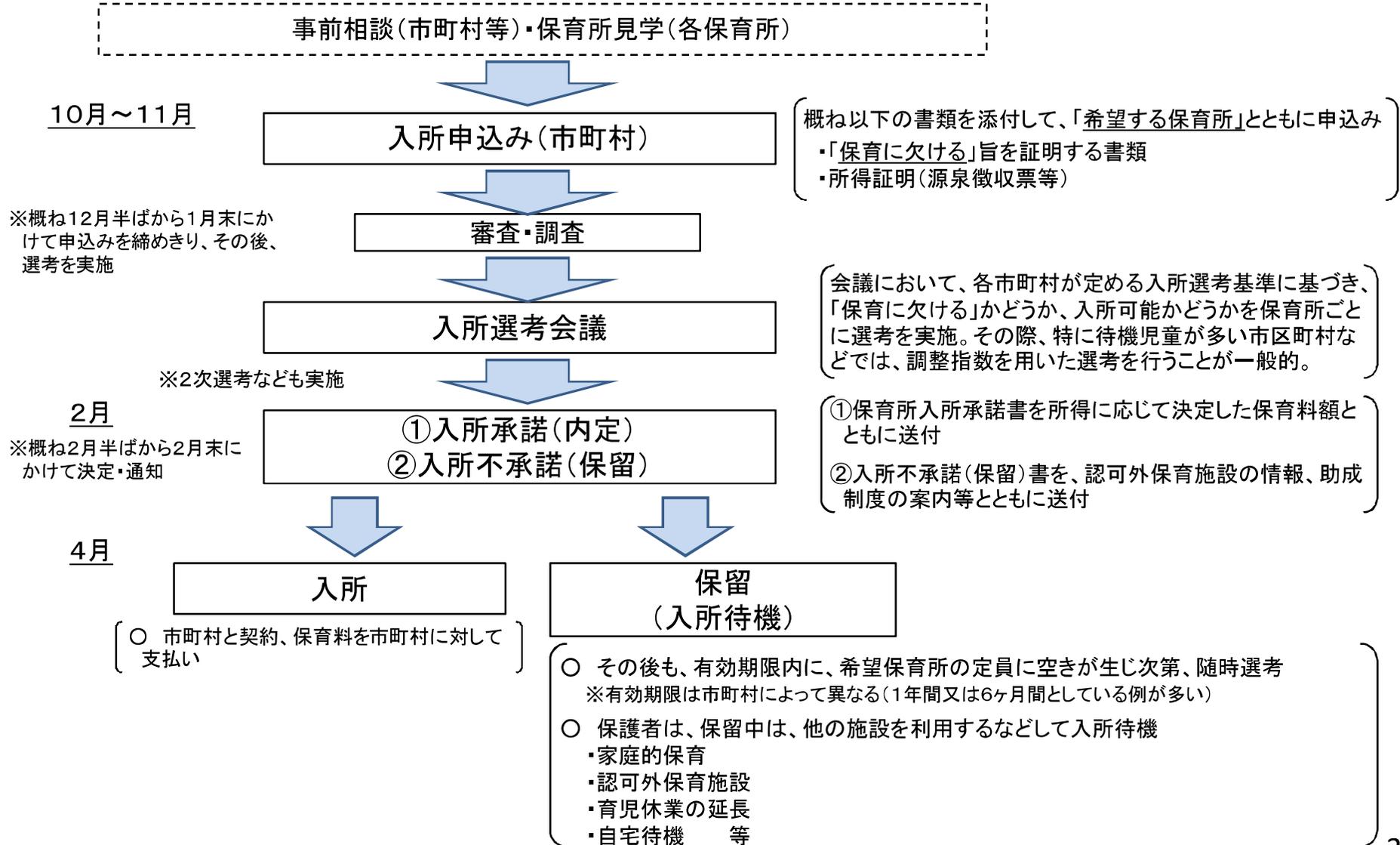
- ・19条1項1号に該当する場合の名称は「標準教育時間認定」とすべきではないか。
- ・教育時間に標準と標準でないものがあるような感を与えないよう、「教育時間」で良いのではないか。
- ・3歳未満の施設での保育を必要としない子どもについても、支援を充実すべきではないか。

- 保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定することとされている。
 - ①「事由」:保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由
 - ②「区分」:長時間認定(「長時間」)又は短時間認定(「短時間」)の区分(保育必要量)
 - ③「優先利用」:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等
- それぞれの認定基準等は、現行制度や各市町村における運用の実態等を勘案しながら検討する必要がある。
- また、現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、ただちに退所させられるようなことが生じないよう、留意が必要。

(参考1) 現行制度における保育所入所までの一般的な流れ

○4月1日入所のパターン(年度途中も、概ね同じ流れ)

※市町村ごとに、手続きの流れ、時期などの実務の詳細は異なる



(参考2) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。

